

帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人について、障害（精神障害等級３級）を抱えながらの避難であったことを考慮し、日常生活阻害慰謝料の増額分（申立人の病状が特に悪化した平成２３年３月から同年９月までは月額５万円、その後の同年１０月から平成３０年３月までは月額３万円）の賠償が認められた事例。

全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人Ⅹ（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第１ 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	日常生活阻害慰謝料・増額分	金２６９万円
	（中間指針第五次追補第２の４Ⅰ②）	

期 間	平成２３年３月１１日から平成３０年３月３１日まで
-----	--------------------------

第２ 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目及び期間に対する和解金として、合計金２６９万円の支払義務があることを認める。

第３ 支払方法

（省略）

第４ 清算

申立人と被申立人は、第１項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- １ 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- ２ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第５ 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解契約の成立を証するため、本和解契約書を２通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、申立人と被申立人がそれぞれ１通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し１通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和７年２月１９日

(仲介委員 小林 哲也)